

東村山市道路線（栄町一丁目地内）の認定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市道路線（栄町一丁目地内）の認定

下記のとおり、東村山市道路線を認定することに議決を得たい。

記

整理 番号	路 線 名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終 点			
1	市道 3 6 2 号線 8	栄町一丁目 3 6 番 1 2 2	5. 00	76. 82	
		栄町一丁目 3 6 番 7 1			

説明 栄町一丁目地内の開発行為による新設道路を認定するものであり、東村山市道路線の認定、廃止及び変更等に関する取扱規則第 3 条第 2 号に該当するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、本案を提出するものである。